

障害者自立支援法施行に伴う諸課題に関する協議検討事項について

茨城県心身障害者福祉協会

障害福祉課におかれましては、ご多忙にもかかわらず心身協との協議会をもっていただき感謝申し上げます。

障害者自立支援法が施行され、利用者の費用負担を中心とした4月からの急激な変化の中で、サービス利用者、事業所、行政それぞれにおいて混乱や多くの問題が生じておりますが、本格的な新事業体系への移行を10月に控え、先を見通せない不安や事業所の存在そのものに対する危機感さえ感じる事業所が殆どであります。こうした状況を踏まえ、茨城県心身障害者福祉協会では、加入している施設、事業所が今抱えている諸課題を疑問や、要望も含めとりまとめました。その中から特に協議検討の必要性の高い課題を選び今回の障害福祉課との協議の資料とさせて頂きました。新サービスの支給決定、新事業体系への移行等、障害者自立支援法の中身が本格的に施行されようとしている時だけに、サービス事業者が共通の認識のもとに連携して取り組んで行き、茨城県独自の障害者福祉の方向を考える有意義な機会となればと考えます。

障害程度区分の認定について

① 障害程度区分の認定にあたっては、現在示されている調査項目でコンピューター処理される中で支援の必要度が適切に反映されない。

特に特記事項等が2次判定(審査会)の中で評価される為審査会の役割が重要となっている。市町村による1次判定は適確に実施される様、調査員の研修を充実させ各調査項目の判定基準を明確にし、調査員による個人差が出ないようにしていくことが必要である。

② 2次判定では特記事項等、1次判定では評価されない項目について充分障害程度区分に反映されるように具体的対策を講じる必要がある。

③ 新しい障害程度区分によっては、施設利用が出来なくなる利用者が出てくる。事業所が、新体系にそのまま移行した場合、利用出来ないということで家庭に帰してよいのか、具体的な対応をどうすればよいのか。

新事業体系への移行に伴う課題

① ケアホーム、グループホーム

新事業体系への移行において、グループホーム、ケアホームの整備は、大きな課題となるがその設置基準について基本的な考え方は示されているが、具体的にどのような場合に認可になるのか、又ならないのか、地域性によるオプション等の単価差が出てくるが基準は設けなくてよいのか、又ホーム利用者の主収入は年金収入であり、生活が成り立たない状況にある。ホーム整備や家賃補助等、県独自の対応がとれないか。

② 短期入所事業

10月より施設での日中の受け入れは出来なくなるが、これまでサービスを利用してきた利用者、家族から不安の声がある、市町村としてこれにかわるサービスを準備しているか、市町村の「障害福祉計画」や「地域生活支援事業」が自立支援法の根幹をなし、十分に機能することが求められるが、そこでの施設の役割について検討する必要がある。

③ 者のデイサービス事業の移行について

者のデイサービス事業は経過措置がない為平成18年10月以降は、デイサービス事業として継続が出来なくなる。新体系への移行が間じかに迫っており、又デイサービス事業は定員が少ない事業所が多く、特に単独型の事業所の場合は深刻であり、現在サービスを受けている利用者の中でサービスを受けることが出来ない人が多く出てくる可能性が高く、十分な対応が求められる。

自立支援費及び請求事務

① 利用者の収入認定、補足給付については市町村によってバラツキがみられる

新制度となり2ヵ月が経過したが、市町村間により対応や適切な事務処理に温度差がある。その為関係する市町村との直接対応で何とか4～5月乗り切ってきたがまだまだトラブルも多い。具体的な問題点について県として把握整理し請求事務のトラブル等市町村への指導を徹底していただきたい。

② 支援費の上限管理者が不確定である

それに伴うトラブルも目立っており、家族等への利用の確認、事業所間のやりとりも必要になっている。他県のように市町村が上限管理を行なうのが効果的と思われるが検討されたい。

③ 長期入院における支援費の請求について

月をまたがる場合最大12日までとされる。費用算定（厚生労働省障発第1003004号）が適用され請求する事が出来ないか。

④ 利用者負担金及び食事代金の未払い者が出てきた場合

どのように対応すればよいか、契約書の解除項目に沿って手続きをするとしても、真に問題解決にはつながらないと思われる。

⑤ 通所送迎費用の利用者負担について

通所施設には従来自主通園が原則とのことで、送迎は施設が独自に実施し、利用者の要望に応じて来た。利用者からは、車輛維持費として負担金をいただいているが17年度末に有料での福祉移送サービスは、2種免許並びに緑ナンバーが必要となった。現行のサービスは違法となり、今後の対応について検討されたい。

利用者に負担を求めることの出来る被服費、日用品及びその他の日常生活費の解釈等の中で送迎の為のガソリン代、自動車維持費については、対象となるのか、回答いただきたい。

⑥ 重度重複障害者加算について（身障）

平成18年3月までは、理学療法士等が非常勤であっても加算があったが支援法施行後は常勤1名が確保されないと加算が認められない。他県も同様に認められていないのか。その情報と県の見解をお願いしたい。

入所調整について（福祉相談センターの機能とこれからの方向）

入所調整については福祉相談センターでも様々な問題点を抱えていると思うが、3障害の一元化の中で、優先順位が高くても常に個別の身体介護と行動援助が必要なケースは人的配置も難しく、対応できない為契約を結べない場合も出てきている。それだけに利用者のニーズにあった福祉サービスの利用調整は大変重要な取り組みとなって来ている。現在の福祉相談センターの機能を心身協に移すといった話も出ているが今後の方向性について検討の必要があると思われる。